



福井労働局発表
平成28年11月18日

担
当

福井労働局労働基準部賃金室
室長 丸葉 勝彦
室長補佐 木村 和晴
電話 0776-22-2691

平成28年度特定最低賃金の改正について

福井労働局（局長 早木 武夫）は、福井地方最低賃金審議会（会長 青垣 幹夫）より答申を受けた4業種に係る特定最低賃金改正決定について、効力発効の手続を行った。

これにより、平成28年度の特定最低賃金の改正は、本日までに官報公示が完了し、本年12月24日の効力発効が確定した。

平成28年度の特定最低賃金改正内容の詳細は、別紙のとおりである。

なお、福井県各種商品小売業最低賃金の額の改正はなく、これよりも高い最低賃金額である地域別最低賃金「1時間 754円」が適用される。

平成 28 年度 特定最低賃金の改正内容

- 1 福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金
最低賃金額 1 時間 7 5 6 円（16 円引上げ）
効力発効日 平成 28 年 12 月 24 日

- 2 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金
最低賃金額 1 時間 8 2 9 円（8 円引上げ）
効力発効日 平成 28 年 12 月 24 日

- 3 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金
最低賃金額 1 時間 8 0 6 円（16 円引上げ）
効力発効日 平成 28 年 12 月 24 日

- 4 福井県百貨店，総合スーパー最低賃金
最低賃金額 1 時間 7 9 9 円（8 円引上げ）
効力発効日 平成 28 年 12 月 24 日